

仙台地方裁判所委員会（第3回）議事概要

1 開催日時

7月15日（木）午後1時30分～午後3時30分

2 場所

仙台地方裁判所第5会議室

3 出席者

（委員）阿部友康，阿部宮子，板橋徳幸，伊藤紘基，大村昌枝，長田洋子，
小林伸一，佐藤孝明，鈴木忠夫，須藤 力，千葉勝郎，中村光伸，
原 征明，森田直子（50音順，敬称略）

（庶務）品川総務課長，石山総務課課長補佐

（説明者等）佐藤民事首席書記官，川合刑事首席書記官，菅原主任書記官
鎌田事務局長，菊池事務局長

4 議事（委員長，委員，説明者）

（1）委員の改選報告

委員の人事異動に伴い，2人の委員が改選された。

黒澤 淳委員及び倉持清子委員が辞任し，新たに板橋徳幸氏，峯岸とも子氏が地方裁判所委員に任命された。

（2）前回提出意見に対する検討

委員から頂戴した意見に対する検討結果等については，委員会通信「杜の風」に掲載したとおりである。

補足として，御意見のあった管内を含む各裁判所の案内図等パンフレットについては，印刷の上，各市区町村役場等関係機関に配布済みである。

相談機関との連絡会を当庁において開催した。関係機関との連携強化を図るという目的で関係18機関30人が参加，裁判所からは各種手続の紹介，関係機関からの各種情報提供等を得て熱心に議論がなされた。これまでの裁判所の情報発信や説明の不十分，各種機関との連携不足も反省し，今後とも連携を深めていくことが確認された。

全国の刑事事件被告人に対する外国人の割合は，約75000人のうちの約

9000人を占め、約12%の割合である。仙台地裁管内では、6%程度である。

(3) 意見交換

「外国人事件の状況」・・・前回からの継続

通訳料は、通訳の困難さ、要した時間等諸般の事情を加味して決めるが、どうしても時間を考慮することが多いため、必ずしも通訳の上手な人に多く払えるかというところでもない場合がある。その辺が難しいところである。

通訳人をボランティアで募るのではなく、本格的に養成する必要もあるのではないか。

裁判所では、通訳人候補者を対象として、法廷通訳セミナーを年2回、また、ある程度経験を積んだ通訳人を対象にして法廷通訳研修を行っている。

学生がアルバイトで法廷通訳人をする事ができるのか。

きちんと通訳ができるのであれば、特に資格は要しないので、学生であっても構わない。

捜査機関において、警察では職員で通訳人を養成している。そのような事情もあり、警察と検察で通訳が重複することはない。外国人の通訳の採用については、在留資格によっては資格外活動になる場合もあるので、その確認は必要である。

弁護士側にも通訳人名簿があり、当番弁護士に当たっているときは、自分で被疑者の言語を解する通訳人を選んで、同行してもらうことになる。弁護士会でも通訳人に対し、刑事手続をある程度理解してもらうために研修を行っている。

一つの事件で、捜査機関と弁護士と裁判所、少なくとも3人の通訳人が必要になってくる。裁判所は捜査機関、弁護士が使った通訳人は使えないから、広く候補者を募っておかなければならないという事情がある。

新聞記事に、沖縄の裁判所で、わいせつ事件の被害者である外国人女性に告訴の意思があったか否かが争点になったという事件があった。結局、女性は訴えるつもりがなかったのに告訴の調書に署名をさせられてしまったというもので、やはり外国人の通訳というのは大変なことだと思った。

日本の裁判所の審理では、裁判所の記録は全部日本語でとなっており、法廷での被告人は、自国の言葉で話し、それを通訳して裁判官に日本語で伝わる。その過程は全部録音されており、通訳の正確性が問題になった場合には、その録音テープの鑑定を行うということで、手続は担保されている。

国際交流協会では、外国人のための通訳のほかに保健所、医療機関、生活、

労働等一般的な生活相談のためのボランティアの登録制度をしている。この登録は、誰でもが登録できるものでなく、協会の主催する研修において、通訳人の立場を理解し、納得いただいた上で登録するというシステムをとっている。

現在90人、12言語くらいの登録者がいるので、必要な場合はご一報いただきたい。

通訳ボランティアには、個人情報漏らさないようにと、研修の中できちんとやっている。通訳後の接触については、国際交流協会を通すようにすることで個人的な接触を持たせないようにしている。

テーマ 「簡易裁判所の窓口充実について」

・ 簡易裁判所の窓口の実情・・・仙台簡裁主任書記官説明

4月から、さらに簡裁の利用を増すために、簡裁を利用できる請求金額が90万円から140万円に引き上げられた。また、少額訴訟の請求金額も30万円から60万円に引き上げられた。簡易・迅速ということで利用を促進していくために、簡裁の利用しやすさをアピールする必要がある。

人の金をだまし取ったり、借りた金を返さないという風潮がひどくなっているが、そのような風潮に対して、簡裁として何か対策を考える必要はないか。

裁判所の基本的役割は、持ち込まれた事件を解決、処理するのが使命である。債務者のモラルハザードが問題にはなっているが、裁判所がどこまで対処できるかについては限界がある。

弁護士会では、高校の生徒に対して消費者教育という出前授業をしている。2時間ぐらいであるが、破産とか多重債務の問題、社会でどのような事件が起きて、どのような手続がとられているかということの話をしている。

司法書士会においても、5年前から高校生のための法律講座という名称で、年間10校程度の高校の生徒に対して、カード、保証、借金等の話をして興味を持ってもらい予備軍を作らないように地道な活動を続けている。

相談窓口で受付をして、手続に乗る割合については、債務整理型であれば、調停あるいは破産を選択していただき書類を差し上げているので、かなりの割合で手続をとっているのではないと思われる。請求型については、特に追跡調査をしていないので不明ではあるが、関係書類を差し上げているので、かなり高い割合で申立てがなされていると思われる。なお、相談時間は、手続概要についてはビデオ説明に代えているので、その後の対応は、10分から20分程度である。

サラ金、各種金融業者がどんどん金を貸してくれる中で、問題があるような業者に対して、貸金業法違反とかが見えた場合はどうするか。

余りひどい取り立て等があれば、警察に話すというアドバイスをする程度である。

制限超過利息を取っていけば、調停委員会でチェックをし、制限利息に引き直した計算書を提出させて、債務者が法外な利息を払わないで済むような調停をするというようなことはしている。

そういうものを提出しない業者に対しては、適宜関係機関と連絡を取ったりすることはある。ケース・バイ・ケースで対応するようにしているが、組織的にどうかとなると、裁判所の枠から出ることになるので、そこまでは考えていない。

相談窓口では、積極的に申立てをしたいという人だけでなく、その相手方になった人からの相談も受け付けるが、その際は、既に事件が担当部署に移っているため、その部署で具体的な相談に応じるということになる。

スキミングされたカードが使用されたというような、不慮の犯罪に巻き込まれた場合の相談窓口はどこなのか、そういった被害に遭ったときに気軽に相談できる窓口がこれからの相談センターや受付センターに必要という気がする。弁護士は、相談するのにお金がかかるということもある。

裁判所の手続案内については、テレフォンファックスサービスがあり、24時間アナウンスが流れるサービスをやっており、必要な書式もある程度取り出せるようになっている。

窓口サービスの充実ということであれば、外国人が窓口に来た際に対応できる言語の準備もしておかないと公平さを欠くことになる。

国際交流協会で、4月から三者通話機を入れた。月曜から金曜までであるが、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語について、母国語できちんと相談に乗ってもらえるような態勢をとれるようになった。例えば、窓口で外国人の相談者が来て、言葉が通じないというときは、交流協会に電話を入れてもらうと、通訳者と相談担当者と相談者の3人で話ができるようになる。通訳行為は、ボランティアであり、無償であるが、通話料金は必要である。

そのような相談者が増えてくれば、おそらくそういう対応が求められると思われる。労働局では、外国人向けのパンフレットもあるということで、送付いただいたが、今後、参考にさせていただくことになると思われる。

(4) 話題提供「裁判員制度」について 概略説明・・・刑事首席書記官

5 次回期日等

次回期日 11月1日(月) 13時30分

(場所) 仙台地方裁判所第5会議室

(予定) 次回テーマ「裁判員制度の広報等」